

高知大学教育学部附属特別支援学校規則

〔平成 24 年 3 月 14 日〕
規 則 第 76 号

最終改正 令和 5 年 3 月 31 日規則第 134 号

高知大学教育学部附属特別支援学校校則（平成 16 年規則第 191 号）の全部を改正する。

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 高知大学教育学部附属特別支援学校（以下「附属特別支援学校」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他関係法令に基づき、知的障害児に対して小学校・中学校及び高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその能力に応じて社会的自立に必要な知識、技能、態度を養うとともに、高知大学教育学部における特別支援教育の理論及び方法の研究と実証並びに学生の教育実習を行うことを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第 2 条 修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 6 年
- (2) 中学部 3 年
- (3) 高等部 3 年

（学年）

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 4 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第 5 条 附属特別支援学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- (4) 学年始め休業 4月1日から4月9日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 校長は、必要があると認める場合は、教育学部長の承認を得て、前項第4号から第7号までに規定する休業日について変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(振替授業)

第6条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、あらかじめ教育学部長に届け出の上、授業日と休業日を振り替えることができる。

(非常変災等による臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、その事由及び期間を速やかに教育学部長に報告しなければならない。

第3章 教育方針等、教育課程及び授業時数

(教育方針等)

第8条 校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の概要その他附属特別支援学校の管理運営に関する事項を定める。

(教育課程)

第9条 教育課程は、学習指導要領の定める基準により校長が編制する。

(授業時数)

第10条 各教科等の授業時数は、関係法令に準拠して校長が定める。

第4章 成績の評価及び課程の修了等の認定

(成績の評価)

第11条 児童及び生徒の成績を評価する基準及びその方法は、校長が定める。

(課程の修了等の認定)

第12条 各学年の課程修了及び卒業の認定は、校長が行う。

2 小学部、中学部又は高等部の全学年の課程を修了したと認めた者には、校長は、それぞれの卒業証書を授与する。

第5章 学級編制

(学級編制及び児童数又は生徒数)

第13条 附属特別支援学校の学級編制は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 3学級
- (2) 中学部 3学級
- (3) 高等部 3学級

2 1学級の児童数又は生徒数は、小学部及び中学部は6人、高等部は8人を標準とする。

第6章 職員組織

(職員組織)

第14条 附属特別支援学校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主幹教諭
- (4) 教諭
- (5) 養護教諭
- (6) 実習助手
- (7) 事務職員
- (8) 技能職員
- (9) 学校栄養職員
- (10) 調理員
- (11) 用務員

2 小学部、中学部、及び高等部にそれぞれ主事を置き、教諭をもって充てる。

3 校長、副校長、主事の職務内容及び専決事項については別に定める。

4 第1項及び第2項に定める者のほか、必要な職員を置くことができる。

(職員会議)

第15条 附属特別支援学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(校務処理の組織及び運営)

第16条 校長は、毎学年の始めに校務の処理組織及び運営に関する事項を定め、学校の管理運営の能率的かつ合理的な遂行を図るものとする。

2 校長は、別に定めのあるものを除き、前項の校務の分掌を所属職員に命ずるものとする。

る。

- 3 附属特別支援学校に、調和のとれた学校運営を行うため、教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任及び生徒指導主事並びに高等部に進路指導主事を置くことができる。

(校長等の職務代理)

第17条 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第7章 学校評議員

(学校評議員)

第18条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は若干名とし、本学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により学長が委嘱する。
- 4 学校評議員の委嘱期間は、委嘱の日から、同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委嘱の際現に委嘱されている学校評議員があるときの新たに委嘱される学校評議員の任期の末日は、その委嘱の際現に委嘱されている学校評議員の委嘱期間満了の日とする。
- 5 学校評議員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- 6 前5項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第8章 施設、設備等の管理

(施設、設備等の管理)

第19条 校長は、学校の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。

第9章 入学、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学)

第20条 入学及び編入学は、志願者について選考の上、校長が入学を許可する。

- 2 選考の方法は、別に定める。

(誓約書)

第21条 入学を許可された者の保護者は、期日までに誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書は、高等部にあっては保証人連署とする。

(保証人)

第 22 条 前条第 2 項に定める保証人は 1 人とし、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、その生徒の在学中の事柄に関して、保護者とともに責任を負うものとする。

(退学又は転学)

第 23 条 児童又は生徒が退学又は転学しようとするときは、その理由を詳記して保護者から願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 附属特別支援学校の教育の趣旨に適しないと認められた者に対しては、保護者と協議の上、退学又は転学を命ずることがある。

(休学)

第 24 条 児童及び生徒が病気その他やむを得ない理由のため、3 か月以上にわたり就学困難なときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え校長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

(復学)

第 25 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 25 条の 2 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、校長が除籍する。

第 10 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 26 条 入学を志願する者から徴収する検定料の額及び徴収方法等は、国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成 16 年規則第 83 号）（以下「授業料等規則」という。）の定めるところによる。ただし、小学部から中学部への連絡進学にあたっては、検定料は必要としない。

(入学料)

第 27 条 高等部に入学を許可されることになった者から徴収する入学料の額及び徴収方法等は、授業料等規則の定めるところによる。

(授業料)

第 28 条 高等部の授業料の額及び徴収方法等は、授業料等規則の定めるところによる。

(授業料の免除)

第 29 条 学年の中途において休学中の者が復学した場合の授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に、復学当月から次の徴収期の前月までの月数を乗じて得た額を、復学の月に徴収する。

(入学料等の免除又は徴収猶予)

第 30 条 特別の事情のある生徒には、入学料の免除又は徴収猶予及び授業料の免除又は徴収猶予を許可されることがある。猶予期限は、9 月 10 日までとする。

2 前項の取扱については、高知大学入学料免除及び徴収猶予規則（平成 16 年規則第 145 号）のうち学部に入学者に係る入学料免除等に関する規定並びに高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則（平成 16 年規則第 146 号）を準用する。

(既納の検定料等の取扱い)

第 31 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

第 11 章 雑則

(表簿)

第 32 条 附属特別支援学校においては、次の表簿を備えなければならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 指導要録
- (4) 学校管理に関する各種日誌
- (5) 学校要覧
- (6) 児童及び生徒の出席月計表及び出席年計表

2 前項の第 1 号及び第 2 号の表簿は永年、第 3 号の表簿は 20 年及びその他の表簿は 3 年間の間保存しなければならない。

(学校要覧)

第 33 条 学校要覧は、附属特別支援学校の沿革、教育目標、教育方針、教育課程表、重要な年間の行事予定、附属特別支援学校の運営機構及び校務分掌、その他事項を記載し 5 月 31 日までに作成するものとする。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 高知大学教育学部附属特別支援学校における部内教頭に関する内規(平成17年規則第602号)は、廃止する。

附 則(平成28年1月13日規則第62号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月8日規則第1号)

この規則は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月23日規則第64号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第134号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。